

○電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（免状交付の手續）</p> <p>第四条 法第四十四条第二項第一号の規定により主任技術者免状の交付を受けようとする者は、様式第六の主任技術者免状交付申請書に戸籍の抄本又は住民票の写し（本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。以下同じ。）並びに第一条第一項の学歴又は資格及び実務の経験を有することを証する書類（電気主任技術者免状の交付を受けようとする者が学歴に係るものを提出する場合にあつては、学校等が作成した様式第七の単位取得証明書）を添え、産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>附 則</p> <p>この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律</p>	<p>（免状交付の手續）</p> <p>第四条 法第四十四条第二項第一号の規定により主任技術者免状の交付を受けようとする者は、様式第六の主任技術者免状交付申請書に戸籍の抄本又は住民票の写し（本籍の記載のあるものに限るものとし、外国人にあつては外国人登録証明書の写しとする。以下同じ。）並びに第一条第一項の学歴又は資格及び実務の経験を有することを証する書類（電気主任技術者免状の交付を受けようとする者が学歴に係るものを提出する場合にあつては、学校等が作成した様式第七の単位取得証明書）を添え、産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p>

の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との  
平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管  
理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行の日  
(平成二十四年七月九日) から施行する。